

浜松市が実施する「浜松市重度心身障害者医療費助成」及び「浜松市母子家庭等医療費助成」の審査支払事務を平成30年10月診療分(11月請求分)から受託します

浜松市が実施する「浜松市重度心身障害者医療費助成」及び「浜松市母子家庭等医療費助成」の審査支払事務について、平成30年10月診療分(11月請求分)から受託することとなりましたので、お知らせいたします。

受託後、医療費助成事業に係る保険医療機関及び保険薬局からの請求については、被用者保険との併用レセプトとして提出いただくこととなります。

※ 浜松市を除く県内自治体の受給者は、現在と変わらず自動償還払いとなります。

浜松市重度心身障害者医療費助成(実施機関番号 85.22.002.8)

【制度の概要】

障害のある人が病院などで受診した場合に、支払った保険診療分医療費、保険分薬剤費を助成する制度です。

【対象医療機関等】

浜松市内に住所を有する保険医療機関・保険薬局・訪問看護ステーション
(柔道整復師の施術に係る療養費は対象外です。)

【対象者】

身体障害者手帳1級、2級、3級、療育手帳A及びBの一部、精神障害者保健福祉手帳1級の方、特別児童扶養手当1級及び2級の対象児童。

※ 身体障害者手帳3級の方、特別児童扶養手当2級の対象児童については、所得制限があり、制度を受けられない場合があります。

※ 浜松市の受給者証をお持ちの方に限ります。

【自己負担額】

・通院は1医療機関あたり500円/月
・入院は1医療機関あたり500円/日(最大10日・上限5,000円)

※ 満20歳未満の受給者が入院した場合は1医療機関あたり500円/月
医療機関では上限5,000円まで徴収し、浜松市から自動償還

【その他】

- ▶ 入院時食事療養費は対象外
- ▶ 65歳以上で重度心身障害者医療費助成の資格を得た受給者で、課税世帯の方は入院医療費が助成対象外(受給者証に記載するもの)

浜松市母子家庭等医療費助成(実施機関番号 84.22.002.9)

【制度の概要】

20歳を迎える前日の属する月までの間にある児童がいる母子家庭・父子家庭などの親及び子どもが病気で保険診療を受けた場合に医療費の一部を助成する制度です。

【対象医療機関等】

浜松市内に住所を有する保険医療機関・保険薬局
(柔道整復師の施術に係る療養費は対象外です。)

【対象者】

20歳を迎える前日の属する月までの間にある児童がいる母子家庭の母と子・父子家庭の父と子、または父母のいない子で、所得税のかかっていない世帯。

※ 所得税課税となっている世帯でも「寡婦(夫)控除」のみなし適用をして、所得税非課税世帯と判定された場合は対象になります。

【自己負担額】

・通院・入院ともに1医療機関あたり500円/月

【その他】

- ▶ 入院時食事療養費は対象外
- ▶ 訪問看護ステーションは対象外

【ご対応事項】

被用者保険との併用レセプトとして提出いただくに当たっては、保険医療機関及び保険薬局でご利用のシステム(レセコン)の変更等が必要となります。

お早目にご利用のシステム会社に連絡いただき、システム(レセコン)の改修等の準備をお願いいたします。

本件に関するお問い合わせ先 | 社会保険診療報酬支払基金静岡支部 事業管理課
TEL 054-265-3067 (ダイヤルイン)
(内線 444~447)

静岡県が実施する「県単獨特定疾患治療研究費の給付」の取扱いが平成30年10月診療分(11月請求分)から変更となります

静岡県が実施する県単獨特定疾患治療研究費の給付の取扱いが**平成30年10月診療分(11月請求分)**から変更となりますので、お知らせいたします。

【公費負担者番号の変更】

変更後	変更前
86.22.602.4	51.22.602.5

※ 平成30年10月からは、平成30年9月診療分以前のものを含め「86.22.602.4」を適用する。

【制度の概要】

原因不明や治療法が確立していないなどの特定疾患については、治療が長引き完治しにくいことから、県が単独で指定した特定疾患に対する調査研究の推進や療養環境の整備とともに治療研究費を助成するための制度です。

【対象医療機関等】

静岡県内の各市町村に住所を有する保険医療機関・保険薬局・訪問看護ステーション

【対象者】

県が指定した対象疾患に罹り患しており、各疾患の診断及び認定の基準を満たしている方。

・橋本病

・突発性難聴

医療保険各法や高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療、または介護保険の医療サービスを受けており、各種健康保険の被保険者またはその被扶養者である方。

国や県が、申請の際に提出していただいた治療データを活用し、原因究明や治療方法の開発等の調査研究を進めることに同意している方。

【自己負担額】

自己負担割合は2割 (70歳以上で自己負担割合1割の方は1割)

【自己負担上限月額】

階層区分	階層区分の基準	一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税(世帯)	本人年収 ~80万円	2,500円	2,500円
低所得Ⅱ		本人年収 80万円超	5,000円	5,000円
一般所得Ⅰ	市町村民税 7.1万円未満	10,000円	5,000円	1,000円
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上 25.1万円未満	20,000円	10,000円	
上位所得	市町村民税 25.1万円以上	30,000円	20,000円	

【その他】

- ・入院時食事療養費は対象外
- ・院外処方による薬局での保険調剤、訪問看護について一部負担が発生

本件に関するお問い合わせ先 | 社会保険診療報酬支払基金静岡支部 事業管理課
TEL 054-265-3067 (ダイヤルイン)
(内線 444~447)

